# 令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

## (農林水産省6一②))

政策分野名 【施策名】	林産物の供給及び利用の確保		林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/研究指導課/経営企画課/業務課 /企画課】
政策の概要 【施策の概要】	原木の安定供給、木材産業の競争力強化、都市等における木材利用の促進、生活関連分野等における木材 利用の促進、木質バイオマスの利用、木材等の輸出促進、消費者等の理解の醸成等		森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健 全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3の3 ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和5年12月25日改訂)	政策評価 実施予定時期	令和7年8月

施策(1)	原木の安定	供給									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	望ましい安定	定供給体制、	木材の生産流	充通の効率化							
目標①【達成すべき目標】	原木を安定的	的に供給する	体制への転	換							
value le	11.44.11						度ごとの目標 度ごとの実施			指標一	
測定指標   	基準値	基準 年度	目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	3,100		4,000		3,300 万m3	3,400 万m3	3,600 万m3	3,800 万m3	4,000 万m3		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)ア「原木を安定的に供給する体制への転換」に該当するアウトカム 指標として設定。
ア 国産材の供給量【再掲】	万m3	元年度	万m3	7年度	3,372 万m3	3,462 万m3	令和6年 9月末 把握予定			F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国産材供給量は森林・林業基本計画において令和7年度4,000万m3が目標として定められている。その実現には原木の安定供給体制の構築が必要であることから、測定指標に設定した。 各年度の目標値は、基準値と目標値を直線で結び、暫定値で設定した。
	把握6	の方法	出典:木材需作成時期:調 算出方法:木	間査年度の翌	年度9月末り	頁 )把握					
	<b>達成度合いの</b> <b>当該年度の実績</b> (見込)値/当該年度の目標値×100 <b>判定方法</b> A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

	目標② 【達成すべき目標】	川上と川中(	(注1)との協定	定取引や直送	等の取組を持	<b></b> 進						
	測定指標	基準値		目標値				度ごとの目れ 度ごとの実績			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	WINCH IN	1	基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	WELLING THE WITH THE WITH
	ア 素材生産者から製材工場等への 直送率	000	90 ft. 11/5	510	- fre the	-	-	51%	-	-		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)イ「川上と川中との協定取引や直送等の取組を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 木材の生産流通の効率化については、基本計画において、木材需要に応じた最適な生
		40%	30年度	51%	5年度	-	-	令和6年 9月末 把握予定			- F <sup>↑</sup> 一直	産流通経路を実現し、原木を安定的に供給・調達できるようにするため、原木の生産流通ロットの拡大、優良材・並材の選別、川上と川中との協定取引や直送等の取組を進めていくこととしており、政策目標では、この中で指標が存在している直送率を測定指標として設定。 目標値については、過去の実績等を踏まえて設定した。次回は令和5年度の実績を調査予定。
		把握6	の方法	出典:木材流作成時期:調算出方法:公	間査年度翌年	度の8月頃		団は令和5年	度に調査実	施予定)		
				達成度合(% A'ランク:150						未満、Cラン	ンク:50%未満	

	施策(2)	木材産業の	競争力強化									
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	大規模工場	等における「	国際競争力」	、中小製材工	場等におけ	ける「地場競	争力」の強化	と、JAS製品の	の供給及び	国産材比率の	低い分野への利用を促進する。
	目標① 【達成すべき目標】	建築用材市	場における需	言要を獲得して	ていくため、製	品を低コス	トで安定的に	に供給				
	測定指標	基準値		目標値			• • •	度ごとの目れ 度ごとの実績			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	<b>测处担</b> 债	<b>本</b> 华胆	基準 年度	. 口标吧	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	<b>測</b> た拍標の選足埋田及び日標値(水学・日標平度)の設定の低拠
		1,800		2,500		2,000 万m3	2,100 万m3	2,200 万m3	2,300 万m3	2,500 万m3		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)ア「建築用材市場における需要を獲得していくため、製品を低コストで安定的に供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
		万m3	元年度	万m3	7年度	1,752 万m3	1,785 万m3	令和6年 9月末 把握予定			- F↑—直	日時に10万年・日保午度パの成と20万円 建築用材における国産材利用量は森林・林業基本計画に令和7年度2,500万m3が目標 として定められており、その需要拡大には製品の安定供給が必要であり、そのひとつの手 段として大規模工場等における国際競争力の強化が定められていることから、本項目の測 定指標に設定した。 年度毎の目標値は、目標に向けておよそ一定割合で増加させることとした。
		把握(	の方法	出典:木材需作成時期:調 算出方法:オ	間査年度の翌						1	
				達成度合(% A'ランク:150						ん未満、Cラ	ンク:50%未満	

目標② 【達成すべき目標】	細かなニージ	ズに対応した	柔軟な製品値	共給等、JAS集	製品の利用を	を促進					
						年月	度ごとの目:	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可开刀块	
	90工場	2年度	110工場	7年度	94工場	98工場	102工場	106工場	110工場	S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)イ「細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等」及びウ「JAS製品の利用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中小規模の製材工場等については、高い単価の地域材製品の生産や細かなニーズに対応しませた。
ア JAS製材(機械等級区分構造用製材)の認証工場数					97工場	101工場	104工場				対応した柔軟な製品供給等を通じて、競争力を強化し、寸法安定性に優れるなど品質性能の確かな木材製品の供給を促進していくこととしている。品質性能の確かな木材製品として、JAS製品の中で、特に今後非住宅分野等での利用が求められる機械等級区分製材の供給促進が重要であることから、JAS製材(機械等級区分構造用製材)の供給を行うことができる認証工場の数を指標とし、近年の実績を踏まえて目標値を設定した。
	把握6	の方法		庁調べ 関査年度の翌 林野庁調べの		に試算					
		合いの ?方法		る)=当該年月 0%超、Aラン					未満、Cラン	/ク:50%未満	
目標③ 【達成すべき目標】	横架材や羽	柄材等での	利用を拡大								
						年月	度ごとの目:	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	可开刀块	
	2.036		2,110		2,070 千m3	2,080 千m3	2,090 千m3	2,100 千m3	2,110 千m3		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)エ「横架材や羽柄材等での利用を拡大」に該当する指標として設定。
横架材用のラミナ及び羽柄材を含 ア む国産材建築用材(ひき割類)の 出荷量	于m3	30年度	手m3	7年度	1,953 千m3	2,053 千m3	令和6年 9月末 把握予定			F←一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 木造住宅における部材別の国産材使用割合及び使用量を踏まえ、横架材や羽柄材等での国産材の利用を拡大していくことが有効であることから、横架材に多く使用される集成材の構成要素であるラミナ及び羽柄材を含む国産材建築用材(ひき割類)の出荷量を測定指標とし、目標値は近年の実績を踏まえて設定した。
니마 또	把握6	の方法		県給報告書 関査年度の翌 ト材需給報告							
		合いの ?方法									

施策(3)	都市等にお	ける木材利用	の促進								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	都市等にお	ける木材利用	の促進に向い	けて、国自られ	が率先して	公共建築物	等の木造化	・内装の木質	[化などを推	進する。また、	民間非住宅分野等の需要の獲得に向けた取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	公共建築物	等の木造化・	内装の木質	化を推進							
測定指標	基準値		目標値			• •	度ごとの目: 度ごとの実:			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
<b>州</b> 化钼镍	一	基準 年度	. 口保胆	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	<b>州た旧保の歴と母田及び日保値(水平・日保年度)の設定の低拠</b>
					16%	17%	18%	19%	20%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)「公共建築物等の木造化・内装の木質化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
ア 公共建築物の木造率	13.8%	元年度	20%	7年度	13.2%	13.5%	令和7年 3月末 把握予定			- F↑ 一直	公共建築物の木造率は、平成22年度は8.3%だったが、令和元年度は13.8%となり、9年間で5.5ポイント上昇した。木造化を加速させる観点から、令和3年度から令和7年度の5年間で5ポイントの上昇を目指し、令和7年度に木造率20%を目標値として設定。年度毎の目標値は、毎年度一定の割合で上昇させることとした。 ※ポイントは、%値の変化量をあらわす。
	把握(	の方法	出典:林野戶 作成時期: 算出方法:「		生度3月末日 建築着工統	頃 計調査」のラ	データを基に	試算		1	
		合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150							シク:50%未満	苟

	施策(4)	生活関連分	野等におけ	る木材利用の	促進							
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生活関連分	野等におけ	る木材利用の	促進に向けて	、木材製品	に対する様	々な消費者	ニーズを捉	え、生活関泊	連分野等への	木材利用を促進する。
	目標① 【達成すべき目標】	生活関連分	野等への木	材利用を促進								
							• • •	度ごとの目: 度ごとの実			指標一	
	測定指標	基準値	基準	_ 目標値	目標	3年度	4年度	5年度	領胆 6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度		年度	0-12	17/12	0+12	01/2	7+12		
						22%	24%	26%	28%	30%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(4)「生活関連分野等への木材利用を促進」に該当するアウトカム指標 として設定。
	ア 木材を購入する際、国産材である ことを重視する人の割合	20%	2年度	30%	7年度	21.6%	21.3%	24.1%			- F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画における木材供給目標は、31百万m3(令和元年度)から40百万m3(令和7年度)であり、同目標の年増加率と同率で指標値を向上させると26%となるが、以降も供給量を増やす必要があり、より高い30%を目標としている。 各年度の目標値については各年度で一定割合(2%)で向上させることとした。
	・ ことを重視する人の割合 -	把握여	の方法		守調べ 関査年度の3月 アンケート調査		度を集計し、	達成状況を	2把握			
			合いの  方法		6)=当該年月 0%超、Aラン					%未満、Cラ	テンク:50%未済	苗
		136件	判定方法 A'ランク:」	500件	7年度	-	215件	300件	395件	500件	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 木づかい運動の普及状況を計測するための指標として令和3年10月の脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(改正前:公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律)の改正を受けロゴマーク使用者の登録を開始したものであり、基本計画第3の3(4)「生活関連分野等への木材利用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。
	イ ウッド・チェンジロゴマークの使用 登録数					136件	250件	326件				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年度に概ね140件の登録があったことを踏まえ、5年間で500件を目標とする(各都道府県10〜20件)。露出が増大することによる波及効果として徐々に年間の増加量が増える(年10件ずつ)ことを見込むこととし、各年度の目標値を設定した。
	adda CCC 2019	把握여	の方法		庁調べ 関査年度の3月 登録者数の合							
			合いの 方法		6)=当該年月 0%超、Aラン					%未満、Cラ	ランク:50%未済	<b>鞋</b> 间

施策(5)	木質バイオー	マス(注2)のネ	刊用								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	木質バイオマ	マス利用に向	けて、エネル	ギー利用、マ	テリアル利見	用を促進す	る。				
目標①【達成すべき目標】	燃料材の安	定供給									
701 tes 145-12#	基準値		口棒法				度ごとの目標 度ごとの実施			指標一	
測定指標	基件他 	基準 年度	目標値	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	693	- t- th	800	a tri pho	720 万m3	740 万m3	760 万m3	780 万m3	800 万m3		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(5)ア(ア)「燃料材の安定供給」に該当するアウトカム指標として設定。
ア 国産の燃料材利用量【再掲】	693 万m3	元年度	万m3	7年度	935 万m3	1,026 万m3	令和6年 9月末 把握予定			- F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度及び目標値は、森林・林業基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は 定められていない。このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結 び、年度ごとの目標値を便宜的に記載した。
* Pre-5/86.1.15.1.10.19.87.1.1.26.1	把握0	の方法	出典:木材需作成時期:調算出方法:木	間査年度の翌							
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:150						未満、Cラン	ンク:50%未満	

目標② 【達成すべき目標】	新素材の研	究•技術開発	を推進								
						年月	度ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	
	2件 2	2年度	3件	毎年度	3件	3件	3件	3件	3件	- F= 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(5)イ「新素材の研究・技術開発を推進」に該当するアウトプット指標として設定。新素材の製造技術は開発・実証段階であり、確実に製品化まで達成されると限らないことから、適切な指標として設定。
ア 新素材の開発・実証件数		27/2	311	<b>一</b>	3件	2件	1件			1 12.	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新素材の研究・技術開発については、毎年度の補助事業での開発・実証見込件数である3件を目標値として設定した。
ア 新素材の開発・実証件数	把握6			庁調べ 関査年度の翌 浦助事業終了			技術や製品	品の開発・実績	証の状況を	判定	
	達成度	合いの 方法	達成度合(% A'ランク:150	6)=当該年原 0%超、Aラン	度実績(見込 ク:95%以上	☑)値/当該 ⊵150%以下	年度目標値 、Bランク:9	[×100 0%以上95%	未満、Cラン	ンク:90%未満	

施策(6)	木材等の輸	出促進									
施策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]	木材等の輸	出促進に向い	ナて、付加価値	直の高い木材	才製品の輸出	出への転換を	を図る。				
目標① 【達成すべき目標】	付加価値の	高い木材製品	品の輸出への	転換							
測定指標	其淮值	基準値				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	度ごとの目 度ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
<b>州</b> 尼旧城	<b>本</b> 年他	基準 年度	_ 目標値	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	网足目标V医足径日及UT日标值(小平*日标千度)V00足V1000
					176億円	209億円	249億円	296億円	351億円		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(6)「付加価値の高い木材製品の輸出への転換」に該当するアウトカム 指標として設定。
ア 製材・合板の輸出額	125億円	元年度	351億円	7年度	176億円	207億円	167億円			・ F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力 創造本部決定)において、製材・合板を輸出重点項目と位置付け、目標年度及び目標値 を定めている。 年度ごとの目標値については、同戦略において明確化した、目標達成のための手段の 進捗を考慮して設定した。
	把握0	の方法	出典:貿易紹公表時期:調算出方法:貿	間査年度の3	月頃	.2、4413の年	三内の合計値	直			
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:150						た満、Cラン	/ク:50%未満	

施策(7)	消費者等の	理解の醸成									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	消費者等の	理解の醸成	に向けて、木木	材利用の意義	をや効果等の	Dエビデンス	の発信、「オ	トづかい運動	」や「木育」	等の推進、合	法伐採木材等の流通量の増加を図る。
目標① 【達成すべき目標】	消費者等の	理解を醸成、	, 合法伐採木	材の流通量を	/増加						
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	度ごとの目 度ごとの実	177.112		指標一	
測定指標	基準値	基準 年度	」 目標値 ■	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   
					22%	24%	26%	28%	30%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(7)「消費者等の理解を醸成」に該当するアウトカム指標として設定。
ア 木材を購入する際、国産材である ア ことを重視する人の割合【再掲】	20%	2年度	30%	7年度	21.6%	21.3%	24.1%			- F↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画における木材供給目標は、31百万m3(令和元年度)から40百万m3(令和7年度)であり、同目標の年増加率と同率で指標値を向上させると26%となるが、以降も供給量を増やす必要があり、より高い30%を目標としている。 各年度の目標値については各年度で一定割合(2%)で向上させることとした。
	把握0	の方法		庁調べ 関査年度の3リアンケート調査		度を集計し、	達成状況	を把握			
		[合いの ]方法		6)=当該年原 0%超、Aラン					%未満、Cラ	テンク:50%未済	満
	136件	3年度	500件	7年度	-	215件	300件	395件	500件	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 木づかい運動の普及状況を計測するための指標として令和3年10月の脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(改正前:公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律)の改正を受けロゴマーク使用者の登録を開始したものであり、基本計画第3の3(7)「消費者等の理解を醸成」に該当するアウトカム指標として設定。
イ ウッド・チェンジロゴマークの使用 登録数【再掲】	136件 3年度 500		500	TFIX	136件	250件	326件			0   11	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年度に概ね140件の登録があったことを踏まえ、5年間で500件を目標とする(各都道府県10~20件)。露出が増大することによる波及効果として徐々に年間の増加量が増える(年10件ずつ)ことを見込むこととし、各年度の目標値を設定した。
	把握여	の方法		庁調べ 関査年度の3∫ 登録者数の合							
				6)=当該年原 0%超、Aラン					<b>%未満、C</b> ラ	ランク:50%未済	苘

	測定指標	基準値					• "	度ごとの目標 度ごとの実績			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	<b>州</b> 亿101宗	<b>本</b> 年他	基準 年度	- 口保胆	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計算分類	<b>別と相信の</b> 医足垤ロ及び日保恒(小牛・日保牛及)の設定の収拠
	第一種登録木材関連事業者が取 ウ り扱う合法性が確認できた木材の 量	2.025		4,350		3,473 万m3	3,693 万m3	3,912 万m3	4,131 万m3	4,350 万m3		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(7)「合法伐採木材の流通量を増加」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
		3,035 万m3 元年度	万m3	7年度	3,602 万m3	3,495 万m3	令和6年 12月下旬 把握予定 (暫定値)			F↑一直	基本計画において、令和7年度のお使り 基本計画において、令和7年度の木材の総需要量が8,700万m3と見通されており、このうち、約5割の木材について、第一種登録木材関連事業者により合法性の確認が行われることを目指し、目標を設定。 毎年度の目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載した。	
		把握(	の方法	出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の翌々年度4月(暫定値は調査年度の翌年度12月下旬頃把握予定) 算出方法: 登録実施機関による年度報告により把握								
			合いの ?方法	達成度合(% A'ランク:150						。未満、Cラン	⁄ク:50%未満	

予算に係る政策手段									
関連 する 指標	予算事業 ID	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID					
(1)-①-7 (1)-②-7 (2)-①-7 (2)-②-7 (2)-③-7 (3)-①-7 (5)-①-7	003339	林業信用保証事業交付金 (8) (平成30年度) (主)	(1)-①-ア	003373					
(1)-①-ア	003366	林業施設整備等利子助成事業 (9) (平成30年度) (主)	(1)-①-ア	003375					
(1)-①-ア	003357	林業イノベーション推進総合対策 (10) (令和2年度) (主)	(1)-⊕-ア (5)-②-ア	003378					
(4)-①-7 (4)-①-4 (7)-①-7 (7)-①-4	003501	建築用木材供給·利用強化対策 (11) (令和3年度) (主)	(1)-①-7 (1)-②-7 (2)-①-7 (2)-②-7 (2)-③-7 (3)-①-7 (5)-①-7 (5)-②-7	003374					
(1)-0-7 (1)-2-7 (2)-0-7 (2)-2-7 (2)-3-7 (3)-0-7 (5)-0-7 (6)-0-7	003371	林業·木材産業循環成長対策 (12) (令和5年度) (主)	(1)-①-7 (1)-②-7 (2)-①-7 (2)-②-7 (2)-③-7 (3)-①-7 (5)-①-7 (5)-②-7	007061					
(1)-①-7 (1)-②-7 (2)-①-7 (2)-②-7 (2)-③-7 (3)-0-7 (5)-①-7 (5)-②-7	003372	林業デジタル・イノベーション総合対策 (13) (令和5年度) (主)	(1)-(1)-7 (5)-(2)-7	005877					
(3)-①-7 (4)-①-7 (4)-①-7 (5)-①-7 (6)-①-7 (7)-①-7 (7)-①-4 (7)-①-9	003376								
	する   指標	する   指標	1	10					

### 非予算関連の政策手段(法令・税制等)

	政策手段	税制の減収見込額(減収額)					That I Charles The	
	(開始年度)	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]	- する 指標	政策手段の概要等 	
(1)	森林法(普及指導事業制度)		_			(1)-(1)-7	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行	
(1)	(昭和26年)	_	_	_	_	(1)-(1)-7	っ このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	
(2)	林業·木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確 保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	
(3)	木材の安定供給の確保に関する 特別措置法 (平成8年)	_	-	-	_	(1)-①-ア	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	
(4)	脱炭素社会の実現に資する等の ための建築物等における木材の利 用の促進に関する法律 (平成22年、令和3年改正)	-	-	-	-	(1)-①-7 (1)-②-7 (2)-①-7 (2)-③-7 (3)-①-7 (4)-①-4 (5)-①-7 (5)-②-7 (7)-①-7 (7)-①-4 (7)-①-0-4	木材の適切かつ安定的な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資するため、木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、木材の利用の促進に関する基本方針等の策定、木材利用促進本部の設置、建築物における木材の利用の促進及び建築物用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等建築物における木材の利用を促進するための必要な措置を講ずる。同法の規定により、木材利用促進本部において定める基本方針に基づき、国や地方公共団体による公共建築物等での率先的な木材利用を推進し、民間建築物における木材利用を促進することにより、都市における木材利用の促進、木材の需要拡大等に寄与する。	
(5)	合法伐採木材等の流通及び利用 の促進に関する法律 (平成29年)	-	_	-	-	(7)-①-ヴ	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。 同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。	
(6)	農林水産物及び食品の輸出の促 進に関する法律 (令和2年)	-	-	-	-	(6)-①-ア	農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の策定、輸出証明書の発行、輸出 事業計画の認定等の措置を講ずることで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	
(7)	森林・林業・木材産業分野の研究・ 技術開発戦略 (令和4年)	-			-	$ \begin{array}{c} (1)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (2)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (3)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (3)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (4)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (5)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (5)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (6)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (7)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (7)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ (7)- \hat{\mathbb{U}} - \mathcal{T} \\ \end{array} $	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 令和4年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、国立研究開発法人森林研究・整備機構、都道府県 等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、 林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	
(8)	収用等に伴い代替資産を取得した 場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第 64条] (昭和26年度)	(-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(租税特別措置法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	

(9)	交換処分等に伴い資産を取得した 場合の課税の特例 [所得税:措法第33条の2] (昭和26年度)	_ (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、 損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(10	収用交換等の場合の譲渡所得等 の特別控除 ) [所得税・法人税:措法第33条の4、 第65条の2] (昭和38年度)	_ (-)	_ (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、 森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(11	信用保証協会等が受ける抵当権 の設定登記等の税率の軽減 [登録免許税:措法第78条第2項] (昭和48年度)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1	(1)-①-ア	(独)農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 (独)農林漁業信用基金の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする林業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(12	木材取引市場、製材等の加工業 者又は木材の販売業者の事業用 木材保管施設に係る資産割の特 ) 例措置 [事業所税:地法第701条の41第1 項第8号] (昭和50年度)	313 (329)	319 (318)	320 (-)	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-③-ア	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(13	中小企業者等が機械等を取得した 場合の特別償却又は税額の特別 控除 [所得税・法人税:措法第10条の3、 第42条の6] (平成10年度)	国税69 (103) 地方税25 (26)	国税80 (108) 地方税30 (19)	国税95 (-) 地方税22 (-)	-	(1)-①-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(14	収用等に伴い特別勘定を設けた 場合の課税の特例 [法人税:措法第64条の2] (平成13年度)	- (-)	- (-)	- ( <del>-</del> )	-	(1)-①-ア	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(15	軽油引取税の課税免除の特例   軽油引取税:地法附則第12条の2 の7] (平成21年度)	4,829 (4,769)	4,940 (4,754)	5,111 (-)	-	(1)-①-ア	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給量の拡大等に寄与する。
(16	軽油を農林漁業の用に供した場合 の石油石炭税の還付 [石油石炭税:措法第90条の3の4] (平成24年度)	71 (75)	71 (76)	80 (-)	-	(1)-①-ア	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。林業者等の経営の安定化を図ることにより、木材の安定供給の確保に寄与する。

	関連する指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度)	関連する指標	予算事業 ID
【復興庁より】 (1) 安全な木材製品等流通影響調査・検証事業 (平成24年度)	-	000596	【復興庁より】 (3) 放射性物質被害林産物処理支援事業 (平成25年度)	-	000598
【復興庁より】 (2) 災害復旧関係資金利子助成事業 (平成24年度)	-	000597			
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL https://rssystem.go.jp					

(注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

#### 参考資料

### 1. 用語解説

注1	川上と川中 (川下)	川上は原木を供給する森林所有者や素材生産事業体、川中は原木を加工して木材製品を生産する製材・合板工場等の木材産業事業者、川下は木材需要者である住宅建設事業者や バイオマス発電事業者等を指す。
注2	木質バイオマス	主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。